

保護者の皆さま

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長

保育第2課長

運営管理課長

子育て推進部保育対策課長

幼児教育担当課長

保育所等における登園自粛要請の延長について

現在、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、臨時休園となる保育所等が増加していることを踏まえ、令和3年8月12日付け「保育所等における登園自粛要請について」において、園児の登園を控えるよう要請しているところですが、国の緊急事態宣言の延長に伴う、神奈川県「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」及びこれに基づく本市の「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」を踏まえ、緊急事態宣言終了まで登園自粛要請を延長いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

※保育所等：保育所（一時保育事業、年度限定型保育事業、休日保育事業を含む）

認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）、地域型保育事業

川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園

1 保護者の皆様へのお願い

- 保育所等は感染防止を徹底した上で、原則開所いたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御家庭での保育が可能な場合には、園児の登園を控えるよう要請します。
- 園児の同居家族が濃厚接触者となった場合や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合にも、園児の登園を控えるよう要請します（ただし、症状が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合や、PCR検査等において陰性が確認されている場合はこの限りではありません）。
- 在宅勤務の場合、通勤に要した時間帯を除き勤務時間に応じて保育所を利用するなど、利用時間の短縮に御協力をお願いいたします。

2 保育料の減額について

登園自粛要請に伴う保育料（利用者負担額）につきましては、登園自粛要請期間中の登園しなかった日数（1日単位）に応じて減額します。

手続き等については、8月12日付通知「保育所等における登園自粛要請に伴う保育料（利用者負担額）について」と同様に、保育所が作成した児童別登園リストに基づき算定し、後日還付いたします。

<日割り計算の算定方法>

国の考え方にに基づき「月額保育料×登園日数／25日」で計算（10円未満切り捨て）

※ 川崎認定保育園と地域保育園の保育料については、上記取扱いとは異なるため、別途、御案内いたします。

3 登園自粛要請期間

令和3年9月12日（日）（緊急事態宣言終了）まで延長

※ 緊急事態宣言が再度延長された場合は、登園自粛要請期間も同様に延長いたします。

【問合せ先】

(認可保育所の運営に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園の運営に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育所の運営に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

(認定子ども園（保育所部分及び一時保育事業）の運営に関すること)

川崎市子ども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179

(保育料の徴収・還付に関すること)

川崎市子ども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727